

議会第1号議案

大村市議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり大村市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年3月17日

議会運営委員会委員長 朝 長 英 美

大村市議会議長 伊 川 京 子 殿

(提案理由)

議員の本会議及び委員会への欠席理由を明確化し、請願書の押印規定を見直すとともに、所要の条文整理を行うため、この改正案を提出するものである。

大村市議会会議規則の一部を改正する規則

大村市議会会議規則（平成19年大村市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「議員は」の次に「、公務」を加え、「、出産」を削り、「育児」の次に「、配偶者の出産補助」を加え、「あらかじめ」を「当日の開議時刻までに」に改め、同条に次の1項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第71条の次に次の1条を加える。

（欠席等の届出）

第71条の2 委員は、公務、疾病、看護、介護、育児、配偶者の出産補助、忌引、災害その他のやむを得ない理由により出席できないとき又は遅参し、若しくは早退しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第83条中「前条の」を「配布する」に改める。

第85条第1項中「並びに」を「及び」に改め、「及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）」を削り、「押印」を「請願者が署名又は記名押印を」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大村市議会会議規則（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>(欠席等の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、看護、介護、育児、配偶者の出産補助、忌引、災害その他のやむを得ない理由により出席できないとき又は遅参し、若しくは早退しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(欠席等の届出)</p> <p>第71条の2 委員は、公務、疾病、看護、介護、育児、配偶者の出産補助、忌引、災害その他のやむを得ない理由により出席できないとき又は遅参し、若しくは早退しようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> <p>(会議録に掲載しない事項)</p> <p>第83条 配布する会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第61条の規定により取り消した発言は、掲載しない。</p>	<p>(欠席等の届出)</p> <p>第2条 議員は、疾病、看護、介護、出産、育児、忌引、災害その他のやむを得ない理由により出席できないとき又は遅参し、若しくは早退しようとするときは、その理由を付け、あらかじめ議長に届け出なければならない。</p> <p>(会議録に掲載しない事項)</p> <p>第83条 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第61条の規定により取り消した発言は、掲載しない。</p>

改正後	改正前
<p>(請願書の記載事項)</p> <p>第85条 請願書には邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>4 略</p>	<p>(請願書の記載事項)</p> <p>第85条 請願書には邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日並びに請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、押印しなければならない。</p> <p>2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。</p> <p>3 略</p>